

諮問第七十八号

広く社会に定着している保険契約について、保険者、保険契約者等の関係者間におけるルールを現代社会に合った適切なものとする必要があると思われるので、別紙「見直しのポイント」に記載するところに即して検討の上、その要綱を示された
い。

見直しのポイント

第一 規律の内容の現代化について

一 商法が定める保険の類型を見直すとともに、損害保険契約及び生命保険契約に属さない傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約について、典型契約としての位置付けを与え、その適切な規律を法定するものとする。

二 損害保険契約に関し、物を保険の対象とする物保険についてその機能に応じて規律を見直すとともに、現代社会で重要な役割を果たしている責任保険についてそのルールを整備するものとする。

三 生命保険契約に関し、今後の高齢化社会における役割の重要性等にかんがみ、多様なニーズにこたえることができるように規律を見直すものとする。

四 その他、保険契約の成立、変動及び終了に関する規律について、保険契約者の保護、保険の健全性の維持、高度情報化社会への対応等に配慮し、その内容を見直すものとする。

第二 現代語化その他の改正について

片仮名・文語体の法文を平仮名・口語体の法文に改めるとともに、所要の規定の整備を行うものとする。